資料７

総合水泳場 清掃実施基準

１　清掃箇所と面積

「資料８　総合水泳場　清掃面積表」を参考に、業務を実施すること。なお、実施する際は利用者に不快の念を抱かせることのないよう、作業時間帯や作業内容に留意すること。

２　実施基準

（１）日常清掃

１日に１回以上の頻度で行い、共用部分や当該日の開放場所に応じた清掃を行う。特に、更衣室、シャワー室、トイレ等の水周りについては、臭気の発生を未然に防ぎ、常に衛生的な環境を保てるよう留意すること。また、消耗品を適切に補充すること。

《日常清掃の範囲》

ア　施設入口周辺及び通路、階段、エレベーター等の共用部分
イ　管理区域内の通路・駐車場
ウ　管理区域と隣接した歩行者用道路
エ　更衣室、シャワー室、トイレ等の水周り
オ　建具、壁面清掃
カ　当日の開放施設・用具
キ　流し、鏡、衛生陶器、備品、マット、衛生消耗品補充、灰皿清掃
ク　塵芥処分、塵芥容器清掃

（２）定期清掃

日常清掃のほか、次に掲げる個所について、定期的に清掃を行う。

ア　表面洗浄、ワックスがけ、しみ取り
イ　照明器具、空調吹出口、ブラインド清掃
ウ　外周部ガラス、側溝
エ　館外・管理区域内の除草・樹木剪定

（３）業務内容

ア　清掃業務における作業内容は、概ね次のとおりとする。

種　別	主な作業内容
弾性床及び硬質床	除塵、水拭き、補修、洗浄（ワックス掛け）
繊維床	除塵、しみ取り、補修（スポットクリーニング） 洗浄（全面クリーニング）
床以外の清掃	壁、手摺、金属　部分拭き、除塵 フロアマット　除塵、洗浄 扉ガラス　部分拭き、洗浄 什器備品、建具、鏡　除塵、拭き ゴミ箱、灰皿　塵芥処理、容器清掃 建具、鏡　除塵、拭き 衛生陶器、水周り品　洗浄、拭き
建物外側等	窓ガラス洗浄 玄関周り・構内の除塵、掃きとり 除草、樹木剪定

イ　水周りの清掃

シャワー室等の水周りについては、適時の清掃を行い、湿気対策を充分に行い、苔、カビの発生を未然に防ぎ、日常清掃の他に適時に清掃を行うこと。

ウ　プールエリアの清掃

利用者に供するプールサイド、シャワー等のウェットエリアの清掃については、高圧洗浄器等の専門用具を用いて、ヌメリ、苔、カビの発生を未然に防ぎ、日常清掃の他に適時に行う清掃を行うこと。また、施設利用者が怪我をすることがないよう、ゴミ拾いを行うこと。